

改訂・福岡方式(新福岡プラクティス)の概要

(別紙 1)

1 福岡方式とは…

- 福岡地裁民事部が福岡県弁護士会と協議の上で定める、福岡における運用上のローカルルール
- 平成3年に策定され、平成12年に改訂。今回2度目の本格改訂を実施し「新福岡プラクティス」と呼称
- 福岡地裁本庁民事部で、平成23年2月1日から、新福岡プラクティスとして一斉実施

2 福岡方式の特徴とは…

- 福岡の運用として実務で定着・確立した内容を、ルールとして明確に規定し、広く共通認識化する
- 望ましい運用のあり方・方策も、内容に盛り込み、より良い運用の確立に向けた指針とする
- 策定に当たっては、事前に裁判所と弁護士会で十分協議の上、双方了解のもと運用し、検証する
- 裁判所・弁護士会ともに、策定された福岡方式の内容を広く周知し、それに沿った運用に努める
- 民事訴訟のローカルルールとしては、全国的にも他に例を見ない、内容・規模での取組と自負

3 今回の改訂経緯は…

- 前回改訂以降、法改正とともに、福岡においても、陳述書など新しい運用の定着
- 近時、争点整理の活性化や計画審理、適切な和解解決等に向け、運用改善の気運の高まり
- 最近の民事訴訟事件の質・量の拡大を踏まえ、福岡方式の理念の再確認や、運用見直しの必要
↓
- 22年4月から裁判所内部で検討開始。7月から弁護士会と継続的に協議し、12月に取りまとめ
- 裁判所・弁護士会で、事前に説明会を実施するなどして周知した上で、平成23年2月から実施

4 改訂の主なポイントは…

- ① 審理における事件の適切な振分け、計画審理の実現に向けた方策
 - ア 「事情説明表」の改訂(事前交渉、審理・和解に関する具体的意向の聴取)(第2. 1)
 - ※「両当事者が特に迅速な進行・解決を希望」→「迅速トラック」の実施(平成22年11月～)
 - イ 争点整理の見込み期間・期日回数の協議、暫定的スケジュールの策定(第5. 2)
- ② 争点整理期日の充実・活性化
 - ア 争点整理期日における裁判所・代理人間の口頭による説明・釈明の積極的実施(第5. 3)
 - イ 期日間の準備事項の明確化、事前準備を遅延した場合の説明責任や求説明等(第3. 1, 4)
- ③ 事件の適正・迅速な解決に向けた方策や、関係者の責務の明確化
 - ア 事案解決のため、期日への本人・関係者の同席や、そのための事前打合せの実施(第4. 2)
 - イ 和解に関する当事者側の意向表明の促しと、和解案の提示・検討期限の遵守(第4. 3)
- ④ 実務で定着した運用の明文化
 - ア 争点整理手続終了までの準備書面の提出・書証の申出の終了(第5. 4)
 - イ 人証調べに先立ち、立証事項に関する陳述書の事前提出(第6. 2)

5 今後の課題は…

- 新福岡プラクティスの定着・安定的運用に向けた実践と、その状況の検証
- 今後の民事訴訟を巡る状況変化への対応と、更なる運用の改善に向けた検討

など

改訂・福岡地方裁判所審理方式（新福岡プラクティス）

平成23年2月1日以降，次のとおり取り扱うものとする。

第1 対象事件

この審理方式の対象となる事件は，民事通常事件とする。

第2 事前準備

1 「事情説明表」の提出

事情説明表は，裁判所が必要な事件の振分けを第1回口頭弁論期日から行うための参考に用いるものとする。

原告代理人は，訴状を提出するに際し，原則として別紙1のような「事情説明表」を提出する。

被告代理人は，答弁書を提出するに際し，原則として別紙2のような「事情説明表」を提出する。

裁判所は，「事情説明表」を事件記録には編綴しない。

2 訴状審査

裁判所は，不備な訴状については原告代理人に補正を促す。

3 事件の振分け

代理人は，訴状又は答弁書において，裁判所及び相手方が紛争の実質を早期に把握できるよう，紛争に至る経緯や背景，予想される争点や当該争点に関連する重要な事実等を記載するよう努める。

裁判所は，第1回期日前に両当事者の代理人に対し，紛争の実質が分かるような事情を記載した準備書面の提出を求めることができる。ただし，第1回期日の指定は，当該準備書面が提出されない場合でも通常どおり行う。

裁判所は，訴状・答弁書・「事情説明表」及び事情記載の準備書面を検討し，事件をⅠ．欠席型，Ⅱ．公示送達型，Ⅲ．和解見込型，Ⅳ．弁論進行型（口頭弁論，準備的口頭弁論，弁論準備手続，書面による準備手続）に分類する。

なお，Ⅲ及びⅣに分類される事件に関し，裁判所は，第1回期日前に両当事者の代理人に対し，両当事者が特に迅速な進行・解決を希望しているか否かなど，各当事者の訴訟進行に関する具体的意向を聴取することができる。

4 基本的証拠の第1回期日前提出

(1) 原告代理人は，民事訴訟規則55条に定める添付すべき書類（とりわけ，立証事項に関する基本書証及び重要書証）及び証拠説明書を，原則として，

訴状の各通についてこれを添付するものとする。

ただし、事情説明表等により、被告が請求を争わない見込みが高い場合、被告が複数の場合において共通の代理人が付く見込みが高い場合、その他これらの書類の添付の必要が認められない場合に、その旨を裁判所に告知したときは、必要最小限の通数をもって足りるものとする。

- (2) 原告代理人は、公示送達の場合、訴状提出時もしくは公示送達前に書証の写し及び人証の申請書（あるいは、人証に代わる陳述書等）を提出する。
- (3) 被告代理人は、原告の主張に対する反論を証明する基本的書証があるときは、原則として第1回期日前に提出する。

5 期日の指定

- (1) 裁判所は、原則として、訴状受理の日から1か月以内に期日を指定する。
- (2) 裁判所は、公示送達型については1回で結審できるように、原告代理人と連絡して期日を指定する。

第3 準備書面等の提出

- 1 裁判所は、原則として、準備書面の提出及び特定の事項に関する証拠の申出（証拠説明書の提出を含む。）をすべき期限を、双方代理人の意向も考慮した上で明確に定めるものとし、その内容を期日調書に記載し又は双方代理人と口頭で確認する。
- 2 代理人は、1の提出期限が定められない場合においては、提出予定の準備書面及び特定の事項に関する証拠（証拠説明書を含む。以下、これらを「準備書面等」という。）を期日の1週間前に提出する。
- 3 準備書面等の直送を受けた代理人は、当該準備書面等を受領した旨を記載した別紙3のとおり書面を相手方に直送するとともに、当該書面を裁判所に提出する。
- 4 代理人及び裁判所は、事前に提出又は準備すべき事項を遅延又は懈怠した場合、期日において、遅延等の理由を説明するよう努める。その場合、代理人又は裁判所は、遅延等の理由説明を求めることができる。

裁判所は、当事者が徒に遅延等を繰り返す場合、適切に訴訟指揮するよう努める。

第4 期日の運営

1 期日の指定

裁判所及び双方代理人は、第2回期日以降についても、事件の充実した進行の

ため、各期日に要する時間や、各期日間の間隔を工夫するよう努める。

2 意見の聴取

(1) 代理人又は裁判所は、前提事実の整理・事情の把握・事案の解決のために必要と判断される場合、本人・関係者の期日への同席を希望する旨の意見を述べることができる。

また、裁判所及び双方代理人は、本人等が同席する場合の期日の実施方法等について、事前に必要な打合せを十分行うよう努める。

(2) 代理人と本人が同席しているときは、原則として、代理人から意見を聴取するものとする。

3 和解の手続

(1) 裁判所は、争点の整理等を目的とする手続（以下「争点整理手続」という。）の段階においても、和解の見込みがあると判断される場合には、積極的に和解を勧誘するよう努めるとともに、証拠調べ後に和解を勧誘するときは、なるべく証拠調べ直後又はこれに近接した日時に和解期日を指定するよう努める。

(2) 代理人は、和解による解決に関する意向・意見がある場合には、可能な限り早期に、その意向等を裁判所に明らかにするよう努める。

(3) 裁判所及び代理人は、和解案提出及び回答期限を遵守するよう努める。特に、双方代理人は、裁判所又は相手方代理人から事前に提示された和解案に対する諾否又は検討状況について、次回期日の前日（回答期限が定められた場合はその日）までに、裁判所及び相手方代理人に連絡する。

(4) 裁判所が和解を勧誘した場合で、和解成立の見込みがないときは、裁判所は早急に和解を打ち切り、速やかに争点整理手続等又は証拠調べを実施する。

第5 争点整理手続

1 裁判所及び双方代理人は、争点整理手続の期日を続行するときは、次回期日までに準備すべき事項を明確に確認するものとする。

2 裁判所及び双方代理人は、審理の早期の段階で、争点整理に要するおおよその期間ないし回数について、協議するものとする。事案により相当な場合は、争点整理の進行の目安となる暫定的スケジュールを策定するものとする。

3 裁判所及び双方代理人は、解明を要する事実又は整理を要する争点があるときは、積極的にその内容を示して協議を行うものとする。そのため、双方代理人は、期日において口頭での補充説明・釈明等を積極的に行うよう努め、裁判所も、口頭での釈明等を積極的に行うなどして、期日における争点整理の充実・活性化に

努めるものとする。

- 4 代理人は、争点整理手続が終結するまでに、事案解明及び争点整理のために必要な準備書面の提出及び書証（人証採否の判断等に必要な陳述書を含む。）の申出を終了するよう努めるものとし、争点整理手続終結後に人証調べに必要な書証の申出等を追加する例外的場合であっても、遅くとも人証調べの1週間前までに、終了するものとする。ただし、弾劾証拠はこの限りでない。
- 5 裁判所は、争点整理手続を終結するときは、原則として、当事者双方と確認した争点を期日調書に記載し又は口頭で十分確認することとする。

相当と考える事案については、争点整理の結果を確認するため、裁判所において争点整理案を作成してこれを代理人に示すものとし、代理人においてもその結果を要約した準備書面を提出するよう、それぞれ努めるものとする。

第6 証拠調べ

1 集中証拠調べ

裁判所及び双方代理人は、証拠調べが1回の期日又は連続する数回の期日において実施されるよう努めるものとし、これが困難な場合であっても、協議のうえ、証拠調べが計画的に実施されるよう努めるものとする。

2 陳述書の活用

- (1) 双方代理人は、人証の尋問の効率化・反対尋問の実質化のため、当該人証により立証しようとする事項等を記載した陳述書を事前に提出して、尋問に要する時間を短縮するように努める。
- (2) 裁判所及び双方代理人は、陳述書を利用するに際し、反対尋問権の侵害にならないよう、又は必要な尋問を制限する目的で用いられることのないように留意する。
- (3) 陳述書を利用して尋問を行う場合においても、特に争点部分については口頭による尋問を充分に行うよう努める。
- (4) 陳述書は、尋問において特に必要なときに示すに止め、陳述書を終始示しながらの尋問はしないこととする。

第7 判決の言渡し

裁判所は、特別の事情がない限り、口頭弁論を終結した日から2か月以内に速やかに判決を言い渡すものとする（希望としては、1か月以内）。また、裁判所は、判決言渡期日を変更・延期することのないよう努める。

平成 年 第 号 平成 年 月 日 訴状提出

原告 原告訴訟代理人
TEL

被告

事情説明表（原告用）

※ 的確・円滑な訴訟運営のため参考にしますので、訴状と併せて本書面を提出してください。
記載は可能な範囲でしてください。

1 被告について

- (1) 訴状記載の被告住所に、本人又は家族が いる いない 不明
(2) 就業場所は 判明している（勤務先の住所、名称）
 調査をしたが不明 調査未了
(3) 第1回口頭弁論期日に欠席する可能性は ない ある 不明
(4) 公示送達になる見込みは ない ある 不明

2 訴え提起前の被告側との交渉について

- (1) ある（交渉した相手 本人・代理人〔氏名〕）
 ない
(2) 被告側は請求を 全面的に 一部争っている 争っていない 不明
(3) 事前交渉の内容、交渉をしていない場合はその理由（差し支えない範囲で）
（ ）

3 進行について

- (1) 送付嘱託・調査嘱託・鑑定を申し立てる予定が ない ある 未定
(2) 期日進行について
 特に迅速な進行を希望する 意見なし その他
〔進行に関する具体的希望等〕（あれば記載してください。）
（ ）
(3) 和解について
 希望する 進行状況を見て検討する 希望しない 未定
〔早期和解を希望する場合の和解案の内容等〕（あれば記載してください。）
（ ）

4 期日実施について

- (1) 法廷警備の必要性が ある ない 不明
(2) 期日実施に当たって留意すべき事項等（あれば記載してください。）
（ ）

5 関連事件

本件に関連する民事保全事件、証拠保全事件又は訴訟事件が ない ある
事件番号 平成 年（ ）第 号 第 民事部 係
事件番号 平成 年（ ）第 号 第 民事部 係
 別訴訟との併合上申の予定

6 その他参考となる事項（規則55条の訴状の添付書類について訴状各通分を必要としない事情を含む。）があれば記入してください。

（回答者氏名）

平成 年 第 号

原告

被告

被告訴訟代理人

TEL

事情説明表（被告用）

※ 的確・円滑な訴訟運営のため参考にしますので、答弁書と併せて本書面を提出してください。記載は可能な範囲でしてください。

1 第1回口頭弁論期日について

出頭する（出頭予定者 _____）

擬制陳述を希望する

2 訴え提起前の原告側との交渉について

(1) ある（交渉した相手 本人・代理人 [氏名 _____]）

(2) ない

(3) 事前交渉の内容、交渉をしていない場合はその理由（差し支えない範囲で）
（ _____ ）

3 進行について

(1) 送付嘱託・調査嘱託・鑑定を申し立てる予定が ない ある 未定

(2) 期日進行について

特に迅速な進行を希望する 意見なし その他

〔進行に関する具体的希望等〕（あれば記載してください。）

（ _____ ）

4 和解について

希望する 進行状況を見て検討する 希望しない 未定

〔早期和解を希望する場合の和解案の内容等〕（あれば記載してください。）

（ _____ ）

5 期日実施について

(1) 法廷警備の必要性が ある ない 不明

(2) 期日実施に当たって留意すべき事項等（あれば記載してください。）

（ _____ ）

6 関連事件

本件に関連する民事保全事件、証拠保全事件又は訴訟事件が ない ある

事件番号 平成 年（ ）第 号 第 民事部 係

事件番号 平成 年（ ）第 号 第 民事部 係

別訴訟との併合上申の予定

7 その他参考となる事項があれば記入してください。

（回答者氏名 _____）

福岡地裁「迅速トラック」が11月から始まります

① 迅速トラックとは…

- 民事通常訴訟事件で、労働審判を参考に、付調停により事件の早期解決を図ろうという新しい審理モデル(マイコート方式)です。
- 福岡地裁本庁の独自の運用として、平成22年11月1日から、ほぼすべての単独訴訟事件係で実施されます。

② 迅速トラックの特徴とは…

- 訴訟早期に、特別の調停手続に付し、訴訟担当裁判官がそのまま調停を担当しながら、原則3回以内の期日で、調停・法17条決定による解決を目指すものです。
- 当面、①当事者双方に弁護士が訴訟代理人として就き、②迅速トラック利用につき双方代理人がいずれも同意していること等を条件に、運用します。
- 迅速トラックの審理は、訴訟手続の場合の争点整理・和解協議とほぼ同様です。簡裁の調停手続や地裁の労働審判とは異なるものとご理解ください。

③ 迅速トラックの対象事件は…

- 対象事件に制限はありませんが、原則として、①比較的訴額が小さく、②書証やごく少数の人証で判断可能な事案で、③裁判所からの解決案提示で解決が見込まれる事件が対象となります。
- 例えば、争点が比較的簡明な交通損害賠償請求事件や、不貞等を理由とする慰謝料請求事件等がこれに当たります。

④ 迅速トラックの審理は…

- 迅速トラックでの主張立証方法は、基本的に、通常の争点整理手続と同じです。準備書面や書証は、弁論準備手続の場合と同様に提出してください。
- 迅速トラックでは、裁判官が双方代理人と争点整理を行った上、必要に応じて当事者も出頭して審尋や調停協議を行います。
- 迅速トラックに移行した場合、原則3回以内の期日で、調停案が提示され、調停が整わないときにも原則として法17条決定がされます。
- 迅速トラックで解決できない場合、訴訟手続に戻って、審理が続行されます。
- 迅速トラックを利用したことを理由に、その後の訴訟手続での主張立証が制限されることはありません。人証調べ等が必要な事件では、実施することになります。

⑤ 迅速トラックを利用するには…

- 迅速トラックは、訴訟事件の当事者双方代理人が希望(同意)する場合に、実施されます。
- 迅速トラックを希望する場合、福岡方式の「事情説明表」の「その他参考となる事項」欄にその旨を記載して提出してください。その他、電話連絡や口頭でお知らせいただいても差し支えありません。
- 迅速トラックに関して不明点、疑問点などあれば、担当裁判官・書記官に遠慮なくお問い合わせください。
- 福岡地裁本庁の迅速トラック実施係については、各部にご照会いただくほか、福岡地裁民事訟廷でも確認いただけます。